平成２７年（フ）第１９１４号
愛知県瀬戸市北脇町９番地　グランドヒルズ不二矢303、従前の住所愛知県瀬戸市品野町３丁目113番地の10
債務者　小林冨士男
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　憲明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３４号
埼玉県越谷市谷中町１丁目61番地
債務者　鹿間　晴夫
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
愛知県岩倉市大地町郷前５番地２　ダイヤモンド岩倉302号
債務者　山田　清孝
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　千晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３０４号
愛知県知立市東上重原４丁目59番地　御園マンションＥ－５号
債務者　木下　幸治
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
愛知県豊田市大林町９丁目132番地　第３大林和風寮
債務者　古屋　圭介
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７１８号
札幌市白石区南郷通17丁目北７番16号　コーポラス南郷102号
債務者　國井　英俊
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６号
長野県飯田市鼎東鼎44番地１（永代荘Ａ号）
債務者　渡辺　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月４日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第５１７号
埼玉県川越市大字藤間708番地（コーポサンロード203号室）、前住所福島県会津若松市門田町工業団地33番地の１
債務者　小椋　悦子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８１１号
名古屋市中川区荒江町31番２号
債務者　酒井　英行
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６５号
仙台市泉区山の寺２丁目27番40号　サンサラブレット201
債務者　石川　誠二
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
福島県双葉郡楢葉町上小塙字寺後16－１　陽向荘Ｃ棟213号室、前住所千葉県千葉市中央区亥鼻３丁目１番６号　コーポ蜂谷６号
債務者　吉井　貴広
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第６１号
福島県いわき市鹿島町走熊字井戸ノ上３番地　カーサ・ヒマーリ101
債務者　三宅　　剛
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９９号
茨城県日立市東町２丁目26番２号
債務者　菊池　義廣
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第５９０号
埼玉県川越市大字天沼新田333番地１（プリエイーストプラトーＢ－２）
債務者　本合　史伯
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９１号
埼玉県児玉郡美里町大字関450番地１　パティオブラード101号
債務者　長谷川政行（旧姓石坂・福島）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５７号
東京都府中市八幡町２丁目29番地の10　M'ｓスクエア205
債務者　浅原　　純
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係